

橿原市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	令和3年度 第27回委員会 令和3年8月23日（月） 於. 橿原市役所 分庁舎4階 会議室D	
出席者	委員長 川上 勇 委員 村井 証文 委員 山本 勝昭 事務局 危機管理部長、危機管理部副部長、契約検査課長 検査技監、契約検査課課長補佐2名 契約検査課統括調整員1名	
審議対象期間	令和2年10月1日～令和3年3月31日	
抽出案件	総件数 8件	(備考) 期間内入札等件数 総件数 124件
一般競争入札	1件	一般競争入札 1件
事後審査型条件付き 一般競争入札	1件	事後審査型条件付き一般競争入札 45件
指名競争入札	1件	指名競争入札 5件
総合評価落札方式	0件	総合評価落札方式 0件
プロポーザル方式	0件	プロポーザル方式 4件
随意契約	3件	随意契約 29件
条件付き一般競争入札	1件	条件付き一般競争入札 24件
設計施工方式	0件	設計施工方式 0件
条件付き一般競争入札 (事後審査あり)	1件	条件付き一般競争入札 (事後審査あり) 16件
委員からの意見・質問、 それらに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	
委員会による意見具申 又は勧告の内容	特になし	

【別紙】

委員からの意見・質問	市の回答
<入札及び随意契約の執行状況について>	
特になし	
<抽出案件の参加資格設定及び業者の指名・選定理由について>	
抽出事案1〔新型コロナウイルス感染症対策 消毒・抗ウイルスコーティング業務〕について	
設計金額の根拠は？	当初随意契約で考えていた1社が出してきた見積金額で、入札に切り替わったことで落札金額が下がった。
元々随意契約であったものが何故一般競争入札になったのか？	当初担当課が、この業務を短期間で出来る業者を探した結果、1社のみであったため随意契約と考えていたが、この案件について再度協議した結果、随意契約ではなく一般競争入札すべき案件ではないかとの結論が出たためである。
この結果からも今後は一般競争入札に出来るものは出来るだけ行うべきではないか。	
抽出事案2〔市営駐車場特殊建築物等及び建築設備定期点検業務〕について	
入札金額が設計金額の50～60%となっているが設計金額の根拠は？また毎年設計金額の50～60%になるのであれば設計金額の見直しをしないのか？	本業務については、役務的要素が高いため業者の参考見積に頼ることになり、各業者の参考見積の平均を取って金額を出している。
抽出事案3〔家庭学習用モバイルWi-Fiルーターの購入〕について	
Wi-Fiルーターの購入はどこの業者でも参加出来ると思うが、辞退・不参加が多いのは何か理由があるのか？	市内優先で選定したが、納期までの期間が短く、辞退・不参加の業者は市内業者であり、既に機械を抑えられており、短期間では調達出来ないということで、辞退あるいは不参加が多くなった。地域条件を拡大し取引実績のある2社を追加し、調達できるこの2者が参加した。
市内業者に限定しないといけない理由は？	原則市内業者育成のため優先にしているが、市内業者で調達できないものは準市内・県内・県外と拡げている。今回も納期限に余裕があれば市内業者でも参加できたと思われ、指名競争入札にしたのも期間が短かったためである。
抽出事案4〔塵芥収集車サイドレール修理業務〕について	
随意契約理由に疑問が残るが、まず競争原理に基づいて業者を選定し、それからその業者と協定を結ぶものではないか？	他の業者でも修理が出来るのではないかと疑問が残るところではあるが、特殊車両であり、協定を結ぶことで修理がスムーズで早く出来ることがメリットであるとのことで現在のやり方になっている。今後は見直していくことが必要ではないかと指導しているところである。

委員からの意見・質問	市の回答
抽出事案5〔新型コロナウイルスワクチン住民接種事務運営業務〕について	
<p>随意契約にしなければならない緊急性があったのかどうか？一般競争入札に出来なかったのか？</p>	<p>住民接種の接種券の印刷・発送、コールセンターの設置、予約システムの構築等、約1～2か月の間に全ての業務を早急に開始出来る業者を選定しなければならず、他の自治体との競合もあり、一般競争入札にしている時間がなく随意契約となった。</p>
抽出事案6〔学習用パソコンの購入〕について	
<p>プロポーザルで業者選定をしているが、何者ぐらい参加したのか？</p>	<p>プロポーザルを実施したのが県であり、県内39市町村が必要な台数で最低限必要なスペック、メンテナンス込みの条件で、当該業者が県のプロポーザルで採用され、金額についても県内統一価格で通知があり採用したもので市には裁量がなく、参加業者もわからない。</p>
<p>県が実施したプロポーザルではあるが、結果をそのまま受け入れるのではなく、適正な業者選定がなされたか市で検証することも必要ではないか。</p>	
<p>随意契約が多いと思うが、随意契約をする時は疑念を抱かれぬよう、はっきりした根拠を示して慎重に対応していただきたい。</p>	
抽出事案7〔災害対策用備品購入（組立式トイレ）〕について	
<p>1者しか参加しなかったことについての競争性が確保されていると言えるのか又今後検討されないのか？</p>	<p>対象業者に、期間中にFAXを流す等勧奨をしているところではあるが、それでも参加がない場合は公告期間を延ばす等参加業者を増やす工夫が今後も必要と考える。</p>
<p>落札率が高いのは？</p>	<p>今回の件については、参考見積を徴収した業者ではない別の業者が落札しており、参考見積を徴収した業者が参加申請をしなかったこともあり、落札率が高かったのは偶然であったと考えられる。</p>
<p>一般競争入札において1者参加で100%に近い落札率の案件については、外部より疑念を抱かれぬよう今後取り組みを考えていてもらいたい。</p>	
<建設工事種別の発注統計について>	
<p>特になし</p>	
<建設工事種別の発注統計について>	
<p>特になし</p>	
<工事成績について>	
<p>特になし</p>	

委員からの意見・質問	市の回答
<入札参加資格停止措置の運用状況について>	
特になし	
<その他事項について>	
市からの提案事項	委員からの意見
<p>最低制限価格のくじ率について、現在94.00%～97.99%のランダム係数を乗じて競争性を見出しているところではありますが、この率について低すぎるためダンピングを助長しているのではとの意見もあり、また建設業協会からも見直しの要望もあるため、97.00%～99.99%または99.00%～99.99%のいずれかで調整したいと考えていますがご意見をいただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下限値が高いがために低入札となって入札失格が多くなり、むしろ下げるべきではないかとの議論もあり、見直しは慎重に行う必要がある。 ・ 極端に金額が低いものは排除されており、また最低価格も設定されているのでダンピングとはならないのではないか。 ・ 金額が低いものが多ければ多いほどそれが適正価格なのかもしれない。
<次回の開催について>	
<p>次回の当委員会は、令和4年2月に開催予定。</p>	